

2020年3月22日(日)

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

【ポイント】

- ニューギニア航空からの新たな情報によると、マラペ首相の関係閣僚との協議の決定により、今後2週間、シンガポール、ケアンズ、ブリズベンの国際線の運航は継続されるとのことです。
- 当館としても引き続き関連の情報収集に努めますが、既に国際線の減便・欠航等が発表されており、フライトの変更が発生しやすい状況ですので、邦人の皆様におかれましても、航空会社等から最新情報の入手に努めて頂きますようお願いいたします。
- また、商用便が存在し、トランジット可能なルートが存在しているうちに、早急に帰国をご検討下さいますよう宜しくお願いします。ご自身の安全の確保を第一に考え、特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方におかれては、新型コロナウイルスに感染した場合、重症化するリスクが高いことにも十分ご留意願います。

【本文】

1 ニューギニア航空からの新たな情報によると、今後2週間、シンガポール、ケアンズ、ブリズベンの国際線の運航は継続されるとのことです。

2 現在、PNGからの出国はシンガポール経由でのみ可能です(豪州政府は20日(金)21時以降、豪州国民以外のトランジットは原則許可しないと発表)。現在のシンガポールの入国制限は以下のとおりですが、最新の情報は在シンガポール日本大使館ホームページをご確認下さい。

(1) シンガポール政府は、3月21日(土)以降、シンガポールに入国しようとする全ての旅行者(市民・永住者・長期滞在ビザ所持者・短期滞在者)はSHN(Stay-Home Notice/シンガポール帰国日から14日間の自宅待機/外出禁止)措置。SHN期間の居所(自宅/ホテル等)の証明書を提示する必要がある(例えば、全期間をカバーするホテルの予約、または住居地)。SHN対象者は、シンガポール入国後14日間、常に居所に留まる必要がある。

(2) SHNは、トランジットエリアを離れずに乗り継ぎをする旅行者には適用されない。

○在シンガポール日本大使館HP

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在豪州日本大使館HP

[https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在豪州日本大使館新型コロナウイルス情報発信用ツイッター

[https://twitter.com/JapanEmb\\_AUS](https://twitter.com/JapanEmb_AUS) [https://twitter.com/JapanEmb\\_AUS](https://twitter.com/JapanEmb_AUS)

※PNG保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状(発熱、咳、呼吸困難等)がある場合、PNG保健省ホットライン(+675-7196-0813)に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し、今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけています。

○PNG保健省HP

<https://www.health.gov.pg/subindex.php?news=1>

○PNG保健省フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/PNGNDOH/>

○WHO・PNG事務所フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/WHOPapuaNewGuinea/>

【その他関連のウェブサイト】

○首相官邸

(新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～)

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省HP (新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○厚生労働省HP (感染症関連)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話： 3211800

国外からは (国番号 675) 321-1800

E-mail： [sceo.j@pm.mofa.go.jp](mailto:sceo.j@pm.mofa.go.jp)

ファックス： 323-0153

国外からは (国番号 675) 323-0153

ホームページ： <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>